

平成27年4月1日

行政評価局調査の実施

総務省行政評価局は、「平成27年度行政評価等プログラム」に基づき、行政評価局調査を重点的かつ計画的に実施しています。

今回、平成27年4月から実施する下記テーマの計画について公表します。

○ 地域活性化に関する行政評価・監視

これまで行われてきた地域活性化（中心市街地活性化、地域再生、都市再生等）のPDCAサイクルの運用実態と地域活性化の取組の課題を明らかにする観点から、各地域における関連する事業の実施状況、国の支援施策の活用状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

○ イノベーション政策の推進に関する調査

イノベーション政策を推進していく観点から、我が国におけるイノベーション関連施策の現況・実施状況、効果の発現状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

○ 有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視

未届施設を含む有料老人ホームの運営の実態を明らかにするとともに、入居者の保護及び都道府県等による指導監督の適切な実施を図る観点から、施設の管理・運営状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

○ アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－

アスベストによる健康被害を防止する観点から、飛散・ばく露防止対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

連絡先

<地域活性化に関する行政評価・監視>

行政評価局財務、経済産業等担当評価監視官室

担当：藤原

電話（直通）：03-5253-5435、FAX：03-5253-5436

<イノベーション政策の推進に関する調査>

行政評価局法務、外務、文部科学等担当評価監視官室

担当：原屋

電話（直通）：03-5253-5450、FAX：03-5253-5457

<有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視>

行政評価局厚生労働等担当評価監視官室

担当：大村

電話（直通）：03-5253-5453、FAX：03-5253-5457

<アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－>

行政評価局農林水産、環境、防衛担当評価監視官室

担当：安仲

電話（直通）：03-5253-5439、FAX：03-5253-5443

<行政評価局調査全般について>

行政評価局総務課

担当：佐々木

電話（直通）：03-5253-5407、FAX：03-5253-5412

※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省HPで受け付けております。

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

地域活性化に関する行政評価・監視

調査の背景

- 地方において急速な人口の減少により地域経済社会の維持が大きな課題
- これまでも国は、市街地の整備や雇用機会の創出等の地域活性化に取り組む地方公共団体を積極的に支援



- 地域活性化に取り組んだ地方公共団体の評価においては、一部目標達成率が低いものの、一定程度は計画終了時点で計画時の目標を達成
- しかしながら、これまで講じられてきた地域経済・雇用対策等は一定の成果を上げたが、大局的には地方の人口流出を止められていない



- これまで行われてきた地域活性化（中心市街地活性化、地域再生、都市再生等）のPDCAサイクルの運用実態と地域活性化の取組の課題を明らかにする観点から、各地域における関連する事業の実施状況、国の支援施策の活用状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 地方都市の現況

- 各地方都市の人口指標・経済指標の推移の把握・分析 等

2 地方都市における地域活性化の取組状況

- 各地方都市における計画の策定状況、事業の実施状況、評価の実施状況 等

3 国の支援施策の活用状況等

- 国の支援施策の活用状況、各計画における効果の発現状況 等

主要調査対象

調査対象機関

内閣府、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村 等

調査実施時期

平成27年4月～28年3月(予定)

イノベーション政策の推進に関する調査

調査の背景

- 「日本再興戦略改訂2014」(H26.6.24閣議決定)では、「世界で最もイノベーションに適した国」を創り上げることとされている
- 「第4期科学技術基本計画」(H23.8.19閣議決定)では、科学技術とイノベーションとの一体的な推進により、様々な価値創造をもたらすための新たな戦略・仕組みを構築することとされている

- 我が国における科学技術イノベーションを含めたイノベーション関連施策について、全体像は必ずしも明らかになっていない
- 我が国の産学官連携は進展しているものの、十分な成果が出ていない、中小企業がイノベーションの重要な主体として活躍できるまでには至っていないなどの指摘あり

- イノベーション政策を推進していく観点から、我が国におけるイノベーション関連施策の現況・実施状況、効果の発現状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 イノベーション関連施策の現況、実施状況

- イノベーションに係る施策・事業の全体像の把握

2 イノベーション関連施策の効果の発現状況等

- 大学等の研究成果の民間事業者への技術移転(TLO制度)等の実施状況
- 地域クラスター形成関連の施策・事業等の実施状況

主要調査対象

調査対象機関

内閣府、国家公安委員会(警察庁)、復興庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施時期

平成27年4月～28年7月(予定)

有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視

調査の背景

- 有料老人ホームは、施設数、定員共に急増し、高齢者向け住まいの主要な受皿に
- 都道府県等への届出を行わないまま、設置、運営している施設も増加し、その実態は未解明
- 都道府県等は、老人福祉法に基づき、有料老人ホームに対し、立入検査等の指導監督を実施

- サービスの提供や入居一時金等の返還等に関する苦情・相談あり
- 入居者の安心・安全を脅かす事案(安全対策の不備による火災や食中毒、恒常的な身体拘束等)も発生
- 未届施設は、行政の指導監督が及びにくく、入居者への不適切な処遇や虐待の発見が遅れるおそれあり

- 未届施設を含む有料老人ホームの運営の実態を明らかにするとともに、入居者の保護及び都道府県等による指導監督の適切な実施を図る観点から、施設の管理・運営状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 有料老人ホームにおける施設の管理・運営状況

- 有料老人ホームにおける入居者に対するサービスの提供等、入居者等に対する情報開示等の実施状況を調査

2 都道府県等における有料老人ホームに対する指導監督等の実施状況

- 有料老人ホームに対する立入検査や改善指導、未届施設の実態把握等の実施状況を調査

主要調査対象

調査対象機関

厚生労働省、国土交通省、消費者庁

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施時期

平成27年4月～28年3月(予定)

アスベスト対策に関する行政評価・監視 — 飛散・ばく露防止対策を中心として —

調査の背景

- 施工者による無届出解体、解体現場からのアスベスト飛散事例が発生。東日本大震災発生時にも倒壊建築物からアスベストが発見
- 改正大気汚染防止法（平成26年6月施行）等により飛散・ばく露防止対策を強化

- 今後、アスベスト使用のおそれのある建築物の大量解体の見込み（平成40年頃ピーク）
- アスベストの吸引による健康被害（中皮腫、肺がん等）は10数年から40年の潜伏期間を経て発症

- アスベストによる健康被害を防止する観点から、飛散・ばく露防止対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 飛散・ばく露防止対策の実施状況

- 大気汚染防止法等関係法令の遵守状況、立入検査・指導の状況、関係機関の連携状況

2 災害時における飛散・ばく露防止体制の整備状況

- 震災等災害時における飛散・ばく露防止対応に関する体制整備の状況

3 アスベスト使用建築物等の実態把握の状況

- アスベスト使用建築物等の把握状況、助成制度の活用状況、台帳の整備状況

主要調査対象

調査対象機関

環境省、厚生労働省、国土交通省、文部科学省、総務省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施時期

平成27年4月～28年3月（予定）

参 考 資 料

- 1 地域活性化に関する行政評価・監視・・・・・・・・・・ 1
- 2 イノベーション政策の推進に関する調査・・・・・・・・ 2
- 3 有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視・・・・・・・・ 3
- 4 アスベスト対策に関する行政評価・監視
一飛散・ばく露防止対策を中心として・・・・・・・・ 5

これまでの国・地方公共団体における地域活性化の取組

中心市街地活性化（法施行:H10.7、計画認定:155件）

- 中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上
 - ・ 市町村が中心市街地活性化基本計画を作成し、内閣府が認定
 - ・ 社会資本整備総合交付金、中心市街地再興戦略補助金、中心市街地活性化ソフト事業等による支援

地域再生（法施行:H17.4、計画認定:1,666件）

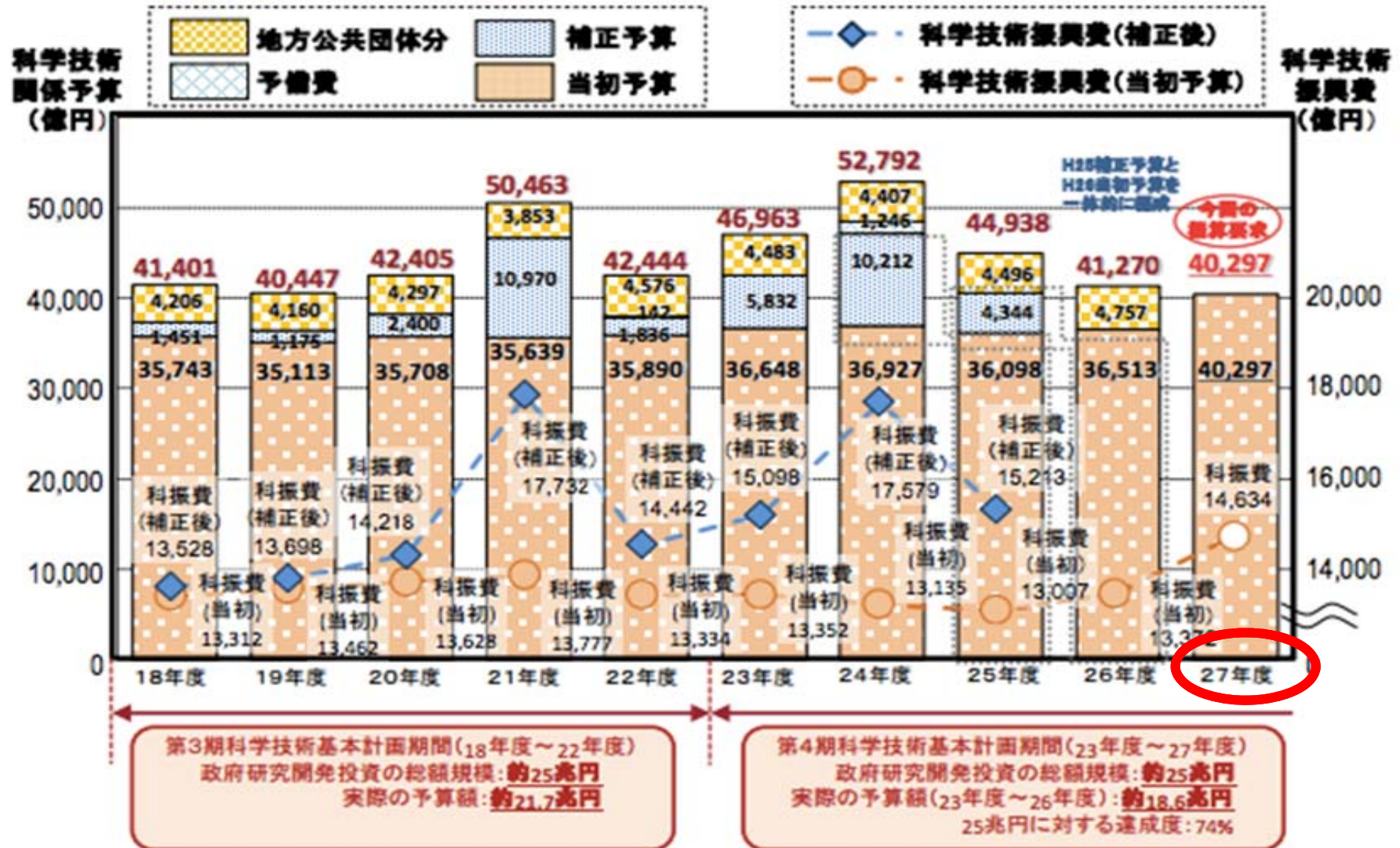
- 地域経済活性化、雇用機会創出その他地域活力の再生
 - ・ 地方公共団体が地域再生計画を作成し、内閣府が認定
 - ・ 地域再生基盤強化交付金、地域再生支援利子補給金等による支援

都市再生（法施行:H14.4、計画作成 2,349件）

- 公共施設整備と民間の取組みとの連携による全国都市再生
 - ・ 市町村が都市再生整備計画を作成し、国土交通省に提出
 - ・ 社会資本整備総合交付金による支援

(注)1 内閣府及び国土交通省の資料に基づき当省が作成した。
2 ()内の計画認定数等は26年3月末現在

科学技術関係予算の推移



(注)内閣府作成資料に基づき当省が作成した。

1. 制度の目的

- 老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度。
- 設置に当たっては都道府県知事等への届出が必要。なお、設置主体は問わない(株式会社、社会福祉法人等)。

2. 有料老人ホームの定義

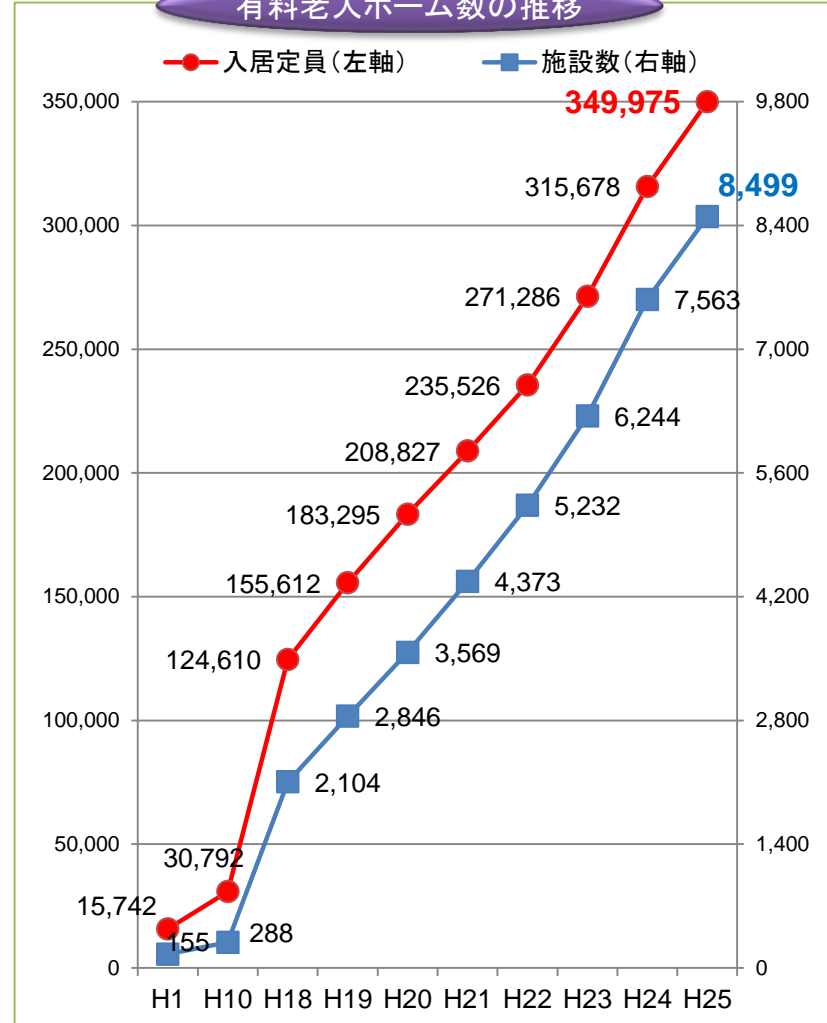
- 老人を入居させ、以下の①～④のサービスのうち、いずれかのサービス(複数も可)を提供している施設。



3. 提供する介護保険サービス

- 介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」として、介護保険の給付対象に位置付けられている。ただし、設置の際の届出とは別に、一定の基準を満たした上で、都道府県知事の指定を受けなければならない。

有料老人ホーム数の推移



※「社会保障審議会介護給付費分科会(第102回)」資料に基づき当省が作成した。

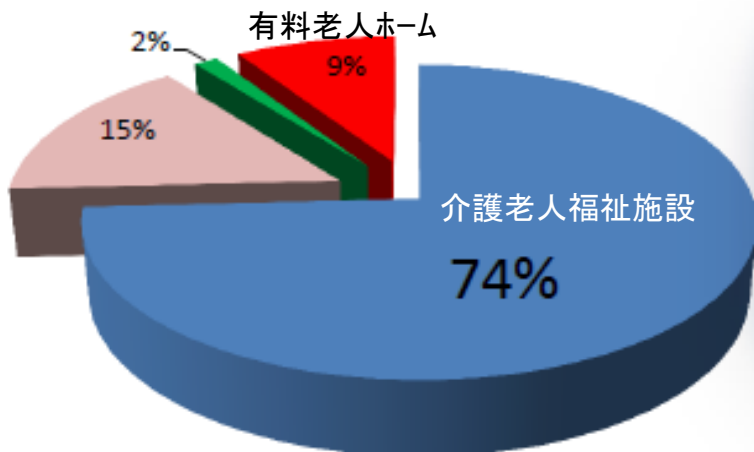
主な高齢者向け住まいの定員数

○ 高齢者向け住まいについては、設置主体に制限のない有料老人ホーム・認知症グループホーム等の伸びが目覚ましく、その構成割合についても急激に上昇している。

(単位:人)	平成12年時	現在	(伸び率)
介護老人福祉施設(特養)	298,912	516,000	(1.7倍)
軽費老人ホーム	61,732	91,786	(1.5倍)
認知症高齢者グループホーム	5,450	176,900	(32.5倍)
有料老人ホーム	36,855	349,975	(9.5倍)
サービス付き高齢者向け住宅	—	145,736	—

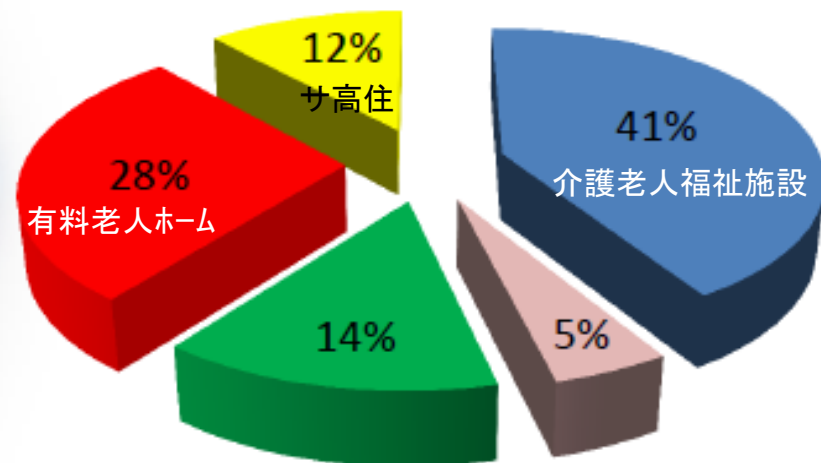
《平成12年時》

■ 介護老人福祉施設 ■ 軽費老人ホーム
■ 認知症高齢者グループホーム ■ 有料老人ホーム

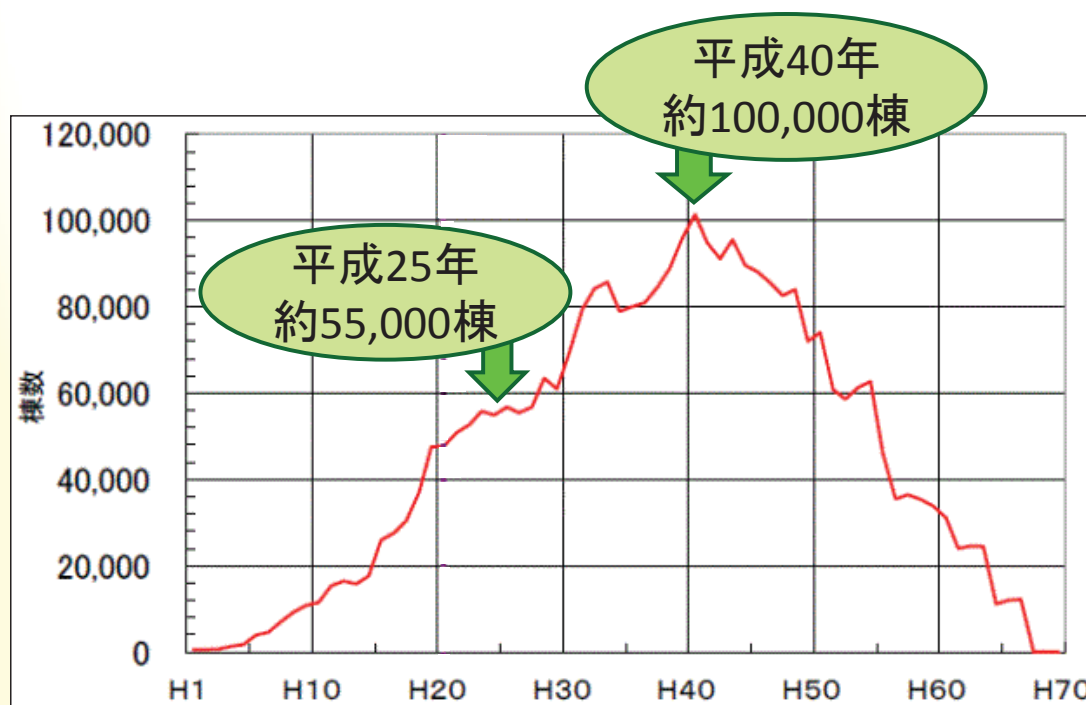


《現在》

■ 介護老人福祉施設 ■ 軽費老人ホーム
■ 認知症高齢者グループホーム ■ 有料老人ホーム
■ サービス付き高齢者向け住宅

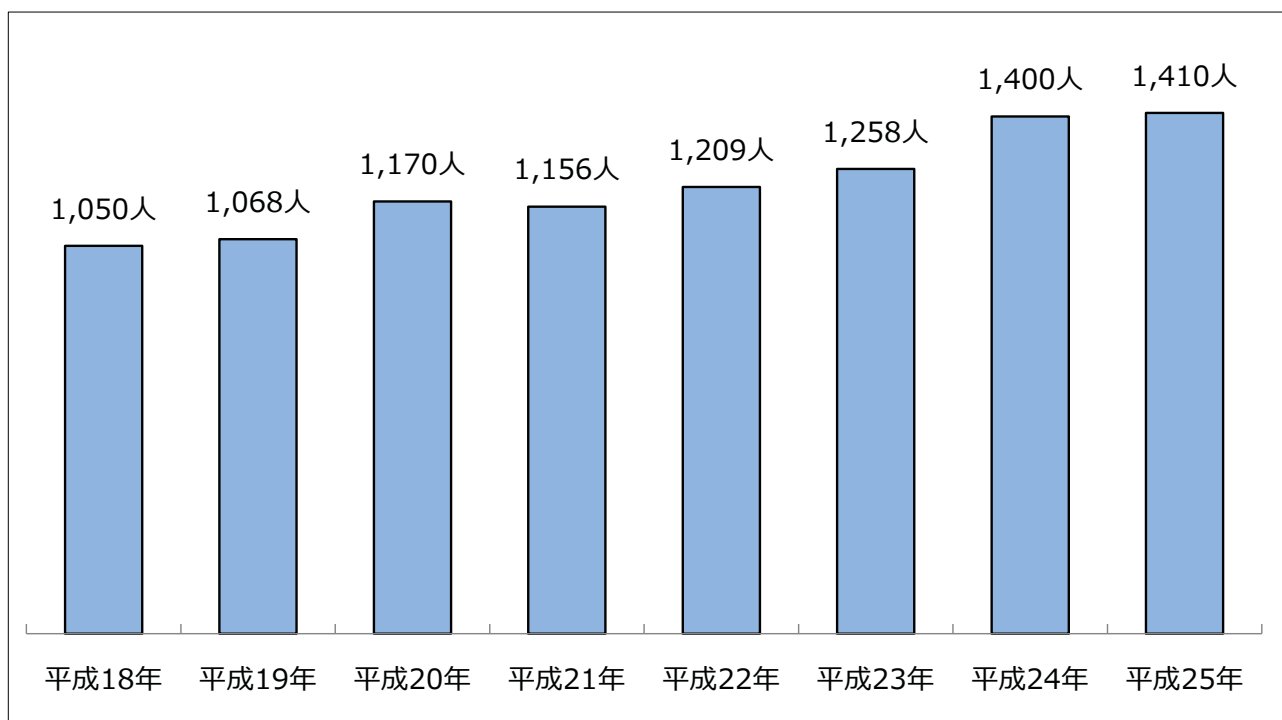


民間建築物の年度別解体棟数（推計）



(注) 2014年改正大気汚染防止法説明会資料(環境省)から抜粋した。

中皮腫による死亡者数の推移



(注) 厚生労働省「人口動態統計」に基づき当省が作成した。